

会 報



日食協

Vol.96 OCT.17.1996

目

◇	上半期事業順調に推移 運営委員会議事録より	2
	改めて認識させられたこと 事務局より	4
◇	ニューガイドラインを求めて	5
◇	新取引制度に期待するもの	10
	第32回賛助会員世話人会のあらまし 委員参画のお願い	16
	CBO会の部会改組へ	20
	物流機能の充実めざして 物流委員会	21
	情報化に関するアンケート実施 情報システム化委員会 7月12日・9月18日	23
	第97回ネットワーク検討委員会 業界インフラ整備	28
◇	関東支部活動 百貨店共同配送委員会 8月20日・9月24日	28
	 流通業務委員会 7月23日・9月9日	34
◇	北陸ブロック活動 研修会および工場見学開催	35
◇	事務局短信 O-157 に振回されて	36
	 農林水産省より	38
	 概算要求の平成9年度予算内容説明会	38
	 缶詰団体専務理事会	39
	 事務局に新人-事務所も若干模様替え	39
	ロケーションナンバーと共通企業コード	40

次

回							
覧							

上半期事業順調に推移

運営委員会議事録より

7月25日10時より日本橋精養軒会議室において、本年度第2回の運営委員会が開催された。7月に入り各地区の支部総会も一通り終わり、本部がいよいよ本格的に活動を開始したので、本年度にとっては重要事項の検討が活発になされた。議事録の一部をご紹介します。

冒頭、特にご出席戴いた磯野副会長（㈱明治屋 取締役社長）よりご挨拶の後で、正副会長間における打ち合わせの結果報告があり、正副運営委員長の選出に入った。結果、運営委員長は井岸専務理事の兼務、副委員長は市ノ瀬商品委員長の兼務に決定。議事に入った。主な議事内容は次の如くである。

- ・次回正副会長会議日程は11月12日、上半期事業報告及び組織変更、事務局活動・庶務事項報告を予定
- ・本年度受託予定の最適流通システム開発普及事業については、テーマを「メーカーの新取引制度に対する期待と要望」とし、座長に東京経済大学宮下正房教授を依頼し、卸の会員からだけでなくメーカー側からも委員の参画を得て、9月上旬に備えてスタンバイすることとした。
- ・同じく予定の構造改善促進事業については前年度に引き続いて物流施設の実態調査を中心にした研究を行う。
- ・人材育成確保事業については、テーマをロジスティクスとし、本年度は東京と名古屋で今秋に実施する。関東支部と東海ブロックの事務局はすでに企画中
- ・2年目を迎える加工食品取引問題検討委員会は、事務局である流通政策研究所と7月17日に打ち合わせを開始、メンバー確定次第8月下旬より活動予定
- ・各委員会とその副委員（ワーキンググループ）の本年度のメンバーを確認（別掲）
- ・リサイクル法に基づく指定法人設立に対する拠出要請については、唐突の事であり、予算外支出なので、事務局試案として10万円(依頼先の食品流通改善促進機構の要請の最低限)支出を各理事に報告し、意見を待った後に、7月23日「振込」実施
- ・情報システム化委員会の「商品コードセンター構想」については松本委員長（㈱廣屋 取締役会長）より内容と関係官庁との交渉過程の報告
- ・缶詰ブランドオーナー会幹事会の議事報告、組織改正の方向にある事の報告
- ・会員状況、支部活動費配分、収支会計状況報告
- ・本部業務の合理化の必要性とそのための女子職員1名採用予定

この他にこの後で行われた賛助会員世話人会の議事内容の検討がなされた。

運営委員会 副委員名簿

(敬称略)

社名	氏名	所属・役職
(株) 小 網	平 井 壽 倫	取締役営業総轄本部副本部長兼広域流通本部長
(株) サンヨー堂	山 口 幹 雄	渉外担当 次長
(株) 廣 屋	折 本 重 則	取締役 商品部 部長
(株) 明 治 屋	大 竹 一 太 郎	食品営業本部 流通営業部 次長
伊藤忠食品(株)	浅 井 久 生	営業企画推進本部 部長
(株) 菱 食	木 村 哲 二	マーケティング本部 流通統括部長

商品委員会 副委員名簿

(敬称略)

社名	氏名	所属・役職
(株) 小 網	平 井 壽 倫	取締役営業統括本部副本部長兼広域流通本部長
国 分 (株)	新 谷 精 二	流通事業本部 第一商品部 部長
コ ン タ ッ (株)	永 島 宏	取締役 営業統轄部 部長
(株) サンヨー堂	山 口 幹 雄	渉外担当 次長
(株) 廣 屋	田 路 洋 一	取締役 営業本部 副本部長 営業部長
(株) 明 治 屋	秋 岡 邦 俊	食品営業本部 流通営業部 次長
伊藤忠食品(株)	浅 井 久 生	営業企画推進本部 部長
(株) 菱 食	木 村 哲 二	マーケティング本部 流通統括部長

食品取引改善委員会 副委員名簿

(敬称略)

社名	氏名	所属・役職
(株) 小 網	平 井 壽 倫	取締役営業統括本部副本部長兼広域流通本部長
国 分 (株)	新 谷 精 二	流通事業本部 第一商品部 部長
コ ン タ ッ (株)	永 島 宏	取締役 営業総轄部 部長
三 友 食 品 (株)	利 光 紀	商品統括本部 部長代理
(株) サンヨー堂	山 口 幹 雄	渉外担当 次長
(株) 雪印アクセス	安 達 哲 也	取締役 営業企画部 部長
西 野 商 事 (株)	星 名 桂 治	取締役 商品部 部長
(株) 廣 屋	田 路 洋 一	取締役 営業本部 副本部長 営業部長
伊藤忠食品(株)	浅 井 久 生	営業企画推進本部 部長
(株) 明 治 屋	大 竹 一 太 郎	食品営業本部 流通営業部 次長
(株) 菱 食	木 村 哲 二	マーケティング本部 流通統括部長

物流委員会 副委員名簿

(敬称略)

社名	氏名	所属・役職
(株) 小 網	磐 田 公 一	物流本部 業務部 課長
国 分 (株)	玉 木 良 和	物流・情報システム担当 副部長
コ ン タ ッ (株)	中 川 欽 也	食品営業部 営業課長
(株) サンヨー堂	石 黒 健 児	東京支店 業務課 課長
(株) 廣 屋	石 下 修 巳	物流事業本部 副部長
(株) 明 治 屋	若 松 久 好	物流本部 物流業務部 課長
伊藤忠食品(株)	浅 井 久 生	営業企画推進本部 部長
(株) 菱 食	中 島 洋 一 郎	ロジスティックス本部ロジスティックス統括部 部長

情報システム化委員会 副委員名簿

(敬称略)

社名	氏名	所属・役職
(株) 小 網	大 塚 信 介	情報システム部 計算センター 所長
国 分 (株)	篠 憲 一	情報システム推進担当 課長
西 野 商 事 (株)	高 橋 日 出 夫	システム部 部長
日本酒類販売(株)	鈴 木 泰 弘	情報システム部 開発課 課長
(株) 廣 屋	向 井 健 治	取締役 情報システムセンター 所長
伊藤忠食品(株)	福 井 公 彦	情報システム部 部長代行
(株) 明 治 屋	黒 澤 綾 夫	本社情報システム本部システム総括部 次長
(株) 菱 食	宍 戸 良 造	経営・システム本部システム総括部 部長代理

改めて認識させられたこと

—事務局—

着任して4ヶ月、上半期が過ぎました。未だに無我夢中の毎日で、いたら無さにも気づかずご迷惑をかけていることと反省しております。その中でやっと認識できた幾つかの事をご報告します。

- ・業界唯一の全国団体であるが故に、良きにつけ悪しきにつけ多方面の外部団体や関係官庁から見識を求められるので、たえず、情報マインドを持ち、勉強せねばならぬこと。
- ・関係官庁との接触の機会が多いが、その出先の特殊法人も含めて、世に云う「行政改革」の必要性もさりながら、卸売業に対する無理解が目立って多いので、PRを怠らぬこと。
- ・翻って、業界を取り巻く環境益々厳しい中で会員間の競争も激化しているが、反面標準化やインフラ整備については連帯感が醸成されつつあるので、大切にすること。
- ・同じ加工食品卸売業といえども、理念・社風、組織体制、ポテンシャルの違いに依り、予測・洞察力、業態開発の方向、社員の意欲に差が感じられること。

ニューガイドラインを求めて

日食協事務局

8月30日、平成8年度第1回加工食品取引問題検討委員会がワーキンググループと合同で開催された。9月10日には第2回、9月30日には第3回のワーキンググループ会も開催され、愈々本年度事業活動が本格化された感がある。その各会議の議事録から改めてこの委員会の今後の活動に対して、予め会員として認識しておかねばならぬポイントを拾って見た。

1. テーマを絞るにあたって

前年度の報告書には、昨今の営業上、頭を抱える問題として「流通センターフィーの負担」「帳合変更の強行」「納価の値下げ要請」等主として小売業からの要請の度の厳しさに対する悲鳴に近い叫びが記述された。一方では利益保証又は補償がなくなって行く新取引制度に対する不安と不満が記述されている。

換言すると価格破壊によってもたらされた「卸売業のマージンの縮小化」、競争激化による「販路の喪失」、求められる機能やサービスレベルに対する「企業ポテンシャルの欠落」等があり、この壊滅的な環境の打開を第三者に求めた型になっている。

あたかも迎合する様に(財)食品産業センターより「食品取引における優越的濫用行為の実態と対応(マニュアル)」が刊行され、関係者からはタイムリーな実用書として絶賛を博すところとなった。

一方、日本食糧新聞社も「優越的地位の濫用110番」のキャンペーンで、事例があれば大々的に取り上げている。

この様な状態の中であって、当日食協のこの委員会が二年目を迎えてどの様な活動をするのか業界の内外を問わず注目されているといっても過言ではない。

本年度の始めには「実効果」を挙げるために取り組み易いテーマという理由から「流通センターフィー」に問題を絞ってという意見もあった。

しかしこのテーマでは卸同業間においての問題もあるので、かえってとり上げ難いとの意見も出され白紙に戻った。

一方、社会常識は時代と共に微妙に変化する筈でありながら、法律とその番人である官僚の認識が変わりようがないとすれば、営業実態との齟齬を来すのが当然である。それを実証するが如く、優越的地位の濫用が横行したり、不当廉売に歯止めがかからないのが現実なのである。

そこで事務局としては次に掲げる「本年度の調査研究企画原案」を作成し、スタートしたのである。

本年度の調査研究企画原案

1. 本事業の目的

今日の加工食品卸売業を取り巻く経営環境は、混迷の真っ只中におかれていると言えよう。なかでも卸売業に及ぼす影響が大きいのは、メーカーによる利益補填的な意味合いをもっていた建値制を否定せんとする、価格制度の変革への取組みといえる。それに加えて昨今では、大手小売業を中心としたバイイング・パワー発揮が、法的に違法性の恐れがあるようなケースが多発しているにも関わらず、中小小売業までもが、それらの要請を強めてきていることも大きな問題になっている。これらの環境与件は、加工食品卸売経営に多大な影響を及ぼすとともに、わが国の加工食品流通の健全な発展をも阻害する可能性を内包している。

そこで、社団法人日本加工食品卸協会では、加工食品取引問題検討委員会を設け昨年度までに、小売業のバイイング・パワーの実態と加工食品流通に及ぼす問題点等を、各種の方法により把握するとともに、それらの改善の方向性に係わる原案を作成してきた。本年度はそれらを受けて、改善にむけた対応策を検討するものであり、具体的には、現在の公正競争規約に関するガイドラインの不足する部分に対する要請内容等を作成・公表し、できれば関係諸官庁に対する要請書として「加工食品流通の公正競争に関する新しいガイドライン（仮称）」を作成するものである。

それには、平成3年度に策定された公正取引委員会の「独禁法ガイドラインの第2部」を研究すると共に、その後に新たに発生している小売業のバイイング・パワーの実態を整理し、両者間の齟齬を明らかにしたうえで、法的な裏付けが得られるように報告書を取りまとめることとする。

- (1) 現在発生している小売業のバイイング・パワーの実態の整理
- (2) 独禁法ガイドラインの第2部に関する研究
- (3) 上記(1)と(2)の齟齬を明らかにすると共に、独禁法ガイドラインにおける不足・不明確箇所の確認

なお、本事業と別途行う、財団法人食品流通構造改善促進機構受託事業である最適流通システム開発普及事業との関係は、前者が川下を後者が川上の問題を中心に扱うものとする。

ン」と呼ぶ。

ガイドラインでありながら、そこで規制している幾つかの経済行為についての解釈が不明確であったり、有名無実に近いものや基本的に流通機能についての理解がないために卸売業にとって不利の仮に放置されている点がある。二、三のポイントを拾ってみた。

(1) 顧客獲得競争の制限について

顧客の争奪が制限されることを違法とすることには異論はないが、むしろ「不公正な方法」で納入業者獲得することを同時に禁止すべきであると思う。この欠落を放置したことがこのガイドラインの適用に大きく影響している。

そしてこの条項は、「販売業者が、共同して、相互に他の事業者の販売価格を下回る価格で売り込む事によって顧客を奪取する事を制限すること」は第3条の規定に違反するとしている。一方、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」「不当に、地域又は相手方により差別的な対価を以て、商品もしくは役務を供給し又はこれらの供給を受けること」は、「不公正な取引方法」として禁止されることになっている。ところがこの相関関係にある規定の限界基準即ち、具体的な不当行為を明示していないが為、本来禁止されてしかるべき「不当廉売」がそのまま横行するのを始めとして、消費財流通についての禁止すべき事項「優越的地位の濫用」を多く残すことになっている。因みに、仮に当協会が、物流コストの基準値を算出し、メーカー出荷価格にプラスした価格を、「卸売価格」として定める事は違反なのである（既に確認済）。という事は卸売業に限っては「不当廉売」という適用事例がないという事になるが、それで良いのであろうか。

(2) 「優越的地位」を親告できるのか

周辺を見れば明らかに違反している事実が横行している。にもかかわらずそのまま放置されている事について公正取引委員会事務局は平然としている。「被害者が誰も云ってこない」と。つまり被害者が告訴しなければ取り上げる犯罪とならない親告罪と同じ扱いなのである。

根底には立法以来今日に至っても、「卸売業の存在」というものが無視されたままに來ていると云っても過言ではない。従って卸売業がどの様な立場で営業しているかについて全く理解がない。

自分の取引先から「こういう仕打ちを受けました」と訴えることのできる卸売業があるであろうか。

(3) 卸売業についての関係官庁の認識

そもそも卸売機能や営業の姿勢、継続的営業の持っている意義等を全く理解していない。官僚集団の立法者間にそうした認識がないのであれば、卸売業者の当惑に対して配慮がないのは、むしろ当然と考えるべきなのであろう。

因みに指針では「納入業者」がしばしば登場しても「卸売業」という表現は限られている。

そればかりか「再販売価格維持行為」の場合にはわざわざ注の中で「メーカーには、製造業者のほかマーケティングの主体となっている総代理店、卸売業者等を含む。」と規定している。にもかかわらず反面、「納入業者には卸売業を含む」という注は見当たらない。

皮肉な事に食品産業センターのマニュアルの中には流通センターフィーの負担をメーカーに押しつけて来る卸売業をして、「小売業者の仕入代行業への転化」であり、これまた優越的地位の濫用と見なし「ガイドラインで明らかにされる事が望まれる。」とされている。このままにして良い話ではない。

3. 今日の卸売業のスタンスの相違

流通変革の中で卸売業自体も変った。否、分化されつつ変った。この事を十分に認識する必要がある。

各地域で起きている「量販店の流通センターフィー問題」と一言で云っても立場が違えば不満も違うのである。

商売を失った卸売業になれば何もかも進出してきた全国展開型の同業者の「不当廉売」だと言いたくなる。

センター納入を要求され、センターフィーを支払う時には小売業者の「優越的地位の濫用」だと言いたい。

一方では、リテールサポートビジネス（小売本部の代行業）を目指したり、卸売業としてリテールサポート機能を充実させ提案型の営業をして行こう、とする企業に見れば異なった次元での「不当廉売」や「優越的地位の濫用」の不満が存在している。

当協会の会員企業は皆同じスタンスにいるわけではない。従ってガイドラインへの要望も単一にはいかないおそれもある。

更に考えねばならぬのは会員外の卸売業の存在である。異業種卸売業を論外としても、加工食品卸売業界にいる非会員企業の声をまだまだ無視できないのである。

こうした背景の下に8月30日日食協会議室にて第1回委員会がワーキンググループと

合同で開催された。

冒頭、委員会委員長として宮下正房教授が前年度に続いて互選され、以下の審議を司さどられた。そして事務局として流通政策研究所主任研究員菊池宏之氏より、その以前に日食協事務局と相談し作成した企画原案について発表があり、質疑の後に採択された。今年度の当委員会についての意見を是非、事務局に寄せて頂きたい。

加工食品取引問題検討委員会

(敬称略)

宮下正房	東京経済大学 教授	
市ノ瀬竹久	株式会社 菱 食 常務取締役	日食協 商品委員長
松本健一	株式会社 廣 屋 取締役会長	日食協 情報システム化委員長
木下 誠	株式会社 明 治 屋 専務取締役	日食協 食品取引改善委員長
標 昌彦	伊藤忠食品 株式会社 常勤顧問	日食協 物流委員長
中瀬 巧	国 分 株式会社 常務取締役	
井岸松根	(社)日本加工食品卸協会	日食協 専務理事兼運営委員長

加工食品取引問題委員会ワーキンググループ

野澤建次	流通政策研究所	専務理事
菊池宏之	流通政策研究所	主任研究員
川野甚一郎	流通政策研究所	研究員
斎藤龍次郎	国 分 株式会社	流通事業本部 部長
浅井久生	伊藤忠食品 株式会社	営業企画推進本部 部長
大竹一太郎	株式会社 明 治 屋	食品営業本部流通営業部 次長
木村哲二	株式会社 菱 食	マーケティング本部流通統括部 部長

新取引制度に期待するもの

平成8年度の受託事業の一つ「最適流通システム開発普及事業」については、農林水産省の指導の下に財団法人食品流通構造改善促進機構との計画内容についての打合せの結果、テーマをメーカーと卸売業間の「新取引制度」の周辺に絞った形となった。

しかし実態は、日食協事務局としては、前年度の加工食品取引問題検討委員会におけるヒアリング・アンケートの回答の中より新取引制度問題についての意見が多数見られたこと、「卸団体連合会」との連絡協議会においても関連する要望や意見が出されていたことがあって、7月の賛助会員世話人会の席上でこれを説明し、後掲する委員会を設置し、この事業に当たることになったものである。

本年度第1回の会合は、委員会とワーキンググループとの合同開催で9月10日、日食協会議室で行なわれた。開催に先立ち来賓のお二方より次の如きご挨拶を頂いた。

農林水産省 食品流通局 商業課 流通構造改善対策室 室長 門田 正昭 様 ご挨拶

昨年の最適流通システム開発普及委託事業に引き続き、この委員会に出席させて頂いておりますので、改めて、ご挨拶を申し上げるということではありませんが、やはり、今後の事を考えますと、少し大きなお話になるかも知れませんが、食品取引の透明性のあるルールと言いますか、そのようなルールのもとで、マーケット メカニズムを今年は、明確にして行くということに、これは流通に限られた話ではございませんが、多くの意義があると思います。

今年の経済白書にも謳い込まれておりますが、わが国の経済は、いま歴史的な高度調整の時期にあるといえますが、その調整自体を一つの大きな課題として捉えて行く必要があるだろうと思います。

そのような意味から言いますと本年度の調査も、これまでに引続きまして取引慣行という大きな流れの中にありますけれども、関係する皆様のご意向を明確に把握いただき、そういったひとつの結果が、行政にも明確に反映するものではないかと思っております。そのような意味で期待するところは本当に大きなところがありまして、私も一緒に参画させて頂き勉強をしたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。

財団法人 食品流通構造改善促進機構 専務理事 黒川 正治 様 ご挨拶

最適流通システム開発普及事業につきましては、昨年に引き続き日食協に委託しまして調査研究を進めていただくことになりました。

本日、ご出席の皆様方には、これまで同様に研究のため引き続きご担当いただきます事に対し厚く御礼申し上げます。

また、(財)食品流通構造改善機構はいろいろな方面で活動させて頂いておりますが、この事業のほかにも、いろいろと日頃からご協力ご尽力を賜っております。この席をお借りして御礼申し上げます次第でございます。

この最適流通システム事業の目的につきましては、ただいま、門田室長殿から、お話がありました次第でして、流通という卸売業の方を前にしておりますが、他方、小売業とまた、廻上ればメーカー様もおります。従ってこの流通全体を見るときはどのような形態が最も効率的であるか、また、消費者のニーズに応えられるのかというものを考えて行く場合には生産から末端のところまで、いろいろ総合的に考えてみる必要があると思います。

従って、実務にご堪能な皆様方にご協力を賜りまして実際的というか、地に足がついたいろいろな方策なり、課題の解明に取り組んでいただきたいと思います。

本年度も、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

議事に入り委員の互選により、前年に引き続き宮下正房教授に労をお執り頂くことになり、次の如くご挨拶を頂いた。

ただいま、皆様方のご推挙にあづかりまして、昨年に続いて当委員会の委員長の役を勤めさせていただきます。

昨年までは、この委員会は卸売業の方々に構成されておりましたので、委員長職も慣れておりました部分がありましたが、本年度はメーカーの方々の参画もあり、今年は、なお、一層真剣に取り組まねばならないと感じております。

この取引慣行問題というのは、卸売業だけで議論をしていますが、これは当然限界があります。これは、メーカーと卸売業が一体となって、同一の土俵の上で、議論しなくてはならない時期に入ってきていると私は、常々感じておりました。

本年は、メーカーと卸売業で構成された委員会は大変、結構な事だと思っております。従って、この会合は、メーカー、卸売業の立場を超えて、食品流通近代化のための業界代表である学識経験者というようなお立場で、ご自由にご発言をして頂ければ、大変有難く存じます。宜しくお願い申し上げます。

続いてあらかじめ事務局サイドで討議し作成した本事業の企画原案について、流通政策研究所主任研究員菊池宏之氏より以下の如く説明があり、内容について各委員より長時間熱心な討議がなされた。

1. 本事業の目的

(1) 本事業の問題認識

消費市場の成熟化という環境与件のもと、小売業態間及び業態内競争の激化や、小売段階における集中度の進展に伴い、わが国の消費財メーカーにおいては、流通チャネル組織の再編成が進展しつつある。一方、消費財メーカーにおけるチャネル政策の骨格をなしていたのが「特約店・代理店制」「建値制」「リベート制」等であり、各流通取引制度が相互に補完関係を有しながら、有効に機能させてきたと言える。

しかし、こうした制度は、スーパーマーケット、量販店等の有力小売業の成長により揺らぎ始め、とりわけ80年代後半以降、有力小売業のバイイング・パワーの拡大と情

報処理能力の向上を背景とした、供給側に対する値引き要請の増加や、多頻度・小口配送に代表される各種要求の高まりによって、潜在的矛盾が蓄積されてきた。具体例が、建値と実販価格との乖離の拡大、レポートや販促費の増大と費用対効果の悪化などである。そうした矛盾は市場の成長局面においては、ある程度吸収可能であったが、景気後退に伴う市場の停滞局面への突入や、市場の成熟化、国際化からくる価格破壊の進行とともに、潜在的矛盾が顕在化し、かつてのような相互補完的構造を立ち行かなくさせるにいたったと考えられる。

しかし、加工食品メーカーにおける各種取引制度改定の動きは、各企業の経営戦略や市場におけるポジショニングによって、それぞれ異なっているようである。さらに、加工食品メーカーの流通チャネル制度変革が進展しているなかで、中間流通業者としての卸売業が果たすべき役割・機能が明確化でき難いことが重なり、卸売業が自らの責任で流通環境の変革に、必ずしも的確な対応ができなかったことがあげられる。

(2) 本事業の目的

本事業においては流通構造変革の進展を前提とした、あるべき各種取引制度改訂の方向と、流通機関が果たす役割・機能の方向性を整理する事を主たる目的とする。

- ① 加工食品メーカーにおけるチャネル政策及びそこにおける各種取引制度の改訂の方向を定性的及び定量的に把握する。
- ② 卸売業の期待する、加工食品メーカーの各種取引制度改訂の方向性を把握するとともに、加工食品メーカーが要望する卸売業の果たすべき役割・機能を把握する。
- ③ 流通構造変革期における取引制度の果たす役割・機能を整理する 等

2. 本事業の内容と方法

(1) 流通システム開発普及事業委員会の設営

本事業の推進にあたっては、社団法人日本加工食品卸協会内に設置した「流通システム開発普及事業委員会」を中心に、本事業の目的・内容・方法等を多角的に検討する。

(2) 加工食品メーカーにおける各種取引制度改訂の方向性の把握

① 加工食品メーカーに対する定性的把握（ヒヤリング調査）

各種取引制度改訂の進展状況に応じて、加工食品メーカーを類型化し、各類型別に数社ずつヒヤリング調査を実施し、各種取引制度改訂の概要を把握・類型化する。

(i) 加工食品メーカーの類型化案

- ・既存の流通取引制度をここ2～3年以内に改訂した企業
- ・近い将来に流通取引制度の改訂を検討している企業

・当面は流通取引制度の改訂を考えていない企業 等

(ii) 類型別 加工食品メーカーへのヒヤリング調査

上記(i)の各類型別に3社又は4社程度の企業を抽出し、以下の項目を中心にヒヤリング調査を実施する。

- ・チャンネル戦略に対する基本方針
- ・既存の各種取引制度の限界と問題点
- ・既存の各種取引制度改訂の必要性に対する認識
- ・取引制度改訂のポイントと取組上の条件整備
- ・取引制度改訂に伴う対卸売業に求める役割・機能
- ・取引制度改訂に伴う対卸売業との関係のあり方 等

② 加工食品メーカーのチャンネル政策及びそこにおける各種取引制度変革意向把握

加工食品メーカーに対して、各種取引制度改訂の取組意向、取組概要等をアンケート調査によりマクロ的に把握し、各種取引制度改訂の方向性の概要を把握・類型化する。

(i) 調査対象先

加工食品メーカーを中心として日食協賛助会員 約200社程度

(ii) 調査対象時期

平成8年9月末頃 配布予定

(iii) 調査項目原案

- ・既存取引制度（特約店・代理店・建値・リベート等）の問題認識
- ・既存取引制度（特約店・代理店・建値・リベート等）の改訂の基本認識と改善の方向性
- ・各種取引制度改訂実施の問題点・課題
- ・各種取引制度改訂実施に伴う、流通各段階に求める役割・機能
- ・対卸売業との本格的取引関係のあり方 等

(3) 加工食品卸売業の求めるメーカーの流通取引制度の方向性と果たすべき役割・機能の把握

今日の流通構造変革期において、加工食品流通の健全な発展を確保するために、メーカーの流通取引制度に対する卸売業の要望と、そこで果たすべき卸売業の役割・機能に対する、加工食品卸売業の基本的認識について把握・整理する。

① 加工食品卸売業の認識する流通取引制度に対する要望と求められる役割・機能の把握

調査対象企業は6社程度とし、日食協の有力メンバー（本委員会委員 等）を主た

る対象とし、ヒヤリング調査を行う。

② 調査項目原案

- (i) 既存取引制度（特約店・代理店・建値・リベート等）に対する問題認識
- (ii) 既存取引制度の改訂にあたって求められる基本的方向と理由
- (iii) 各種取引制度改訂実施の問題点と卸売業及び加工食品流通からみた課題
- (iv) 流通構造変革期に求められる卸売業として果たすべき役割・機能の整理とそれら実現した場合に与えられるべき評価 等

9月30日の第2回ワーキング会合においては改めて本事業の主要目的の確認とアンケート原案が審議された。

その結果10月になって賛助会員を中心にメーカー各社の考える「新取引制度」の概念を浮上させるべくアンケートが発送された。

賛助会員各位のご協力をお願いするところである。

平成8年度最適流通システム開発普及受託事業

委 員 名 簿

(敬称略)

社 名	氏 名	役 職
流通政策研究所	宮 下 正 房	東京経済大学 教 授
味の素(株)	大 瀧 幸 克	常 務 取 締 役
キューピー(株)	伊 規 賀 武 尚	専 務 取 締 役
カゴメ(株)	蟹 江 雅 彦	常 務 取 締 役
(株) 桃 屋	若 木 博 光	常 務 取 締 役
ハウス食品(株)	鴻 池 良 夫	取 締 役
(株) 菱 食	市ノ瀬 竹 久	常 務 取 締 役
(株) 廣 屋	松 本 健 一	取 締 役 会 長
(株) 明 治 屋	木 下 誠	専 務 取 締 役
伊藤忠食品(株)	標 昌 彦	常 勤 顧 問
国 分 (株)	松 添 吉 信	取 締 役
(社) 日 食 協	井 岸 松 根	専 務 理 事 兼 運 営 委 員 長

ワーキンググループ

(敬称略)

味の素(株)	山田 篤	営業統轄部 部長
キューピー(株)	首藤 浩三	調味料本部 本部長
カゴメ(株)	浅野 正心	営業本部 営業推進部 部長
(株) 桃屋	菅原 通之	営業推進室 企画推進課 課長
ハウス食品(株)	徳満 巳代志	営業企画室 室長
国分(株)	新谷 清二	第一商品部 部長
伊藤忠食品(株)	浅井 久生	営業企画推進本部 部長
(株) 明治屋	大竹 一太郎	食品営業本部 流通営業部 次長
(株) 菱食	木村 哲二	マーケティング本部 流通統括部 部長
流通政策研究所	野澤 建次	専務理事

第32回賛助会員世話人会のあらまし

委員会参画のお願い

日食協が、また卸売業界が今日まであるのは賛助会員としてメーカー企業のご支援があったればこそである。本部としてその活動にご理解を頂くため、或いはご意見を頂くためにあるのが、この賛助会員世話人会である。

今年度の第1回通算 32 回の世話人会を前に正副会長間で打合せがあり、特に廣田副会長(株)菱食 代表取締役社長)に出席頂き日頃のご協力に対し謝意を表すると共に本年度の益々のご支援を頂くことをお願いすることになった。

7月25日(木)12時より日本橋精養軒会議室にて同会は井岸専務の司会により、廣田副会長のご挨拶、そして賛助会員世話人会代表者として味の素(株)岡部取締役のご挨拶を頂き、議事に入った。会の概要は次の通りである。

井岸専務理事:第32回 賛助会員世話人会の開催をさせていただきます。去る5月28日の本部定時総会に続き、先般来、6月上旬より7月上旬まで、日食協の各支部で定時総会が開催されており、小生が出席して参りました。その際、各地区の賛助会員の方々にお会いして参りましたが、大変、熱心な姿勢に触れることができました。また、お世話になりましたことに対し、お礼申し上げます。

本会の会合は、時節柄、いろいろと問題もあることから、ご意見交換の時間を設けてあ

りますので、そのときにご忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

日食協 副会長 廣田 正氏挨拶：第 32 回 賛助会員世話人会の開催案内を皆様方にお届けさせていただきましたところ、大変、ご多用な時期にもかかわらず、お練り合わせご出席を頂戴しまして、誠に厚く御礼申し上げます。

顧みますれば、約 20 年程になりますか、日食協 発足当時まだお元気でした、國分道夫様と一緒に、いろいろ実務活動にいそしんだ時がありました。

その際、日食協の一番大事な後援団体である賛助会員の皆様方といろいろな意味で、コミュニケーションを図らせていただく必要があるということがありました。

それは、我々が、相違なく日食協活動を進めるためと、また同時にそれをご理解願いたい協力いただくためにも、主力メーカー様の営業のトップの方々との話合いの場を設けたいということで、この賛助会員世話人会が発足したわけです。

このような、コミュニケーションの場から、例えば、リベートの即引化、新価格体系、消費税導入問題という、業界として極めて大事な局面で格別なご支援を頂戴し、会としては順調な発展を続けることが出来たことは、皆様もよくご承知の通りでございます。

このことは、常々大変有難く思っているところで有ります。

その後、私は、副会長に就任させて頂き、そのため、しばらく実務から離れておりましたが、現況、業界は誠に多難な時期で有り、また、今般、新専務理事 井岸松根氏の就任ということが有り、当協会としても新しい局面を迎えた大切なときであり、新専務理事をバックアップする体制を取るべきとの國分会長からのお話を受けました。

そのような次第から、本日、出席させて頂いた次第でございます。

これから、皆様方からご意見を拝聴させて頂き、また、協会側の意の有るところをお伝えさせて頂き、今後、業界活動が円満に行なわれるよう微力ながら、ご協力させて頂きたいと思っております。

皆様方もそれぞれのご社内で、ご要職に有られる方々で有りますので、大切な時間をいただきご出席をいただいておりますので、実のない会では致し方ないと思います。

ご本意、ご意見を十分に頂戴できますよう、どうぞご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

賛助会員世話人会代表店ご挨拶 味の素(株) 取締役東京支店長 岡部 有治様

本日は、当社常務取締役 大瀧幸克が急用で欠席となり、私が代理出席した次第で有り

ます。

日本加工食品卸協会が、社団法人化を図られ最近の流通業界内の大きな変化に対応なされたことは、私どもメーカー側も、大変、敬服するところであります。

また、平素より、各メーカー企業に対し、多大なるご支援をいただいておりますことを、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。

このごろの世の中の動きの変化は、大変なスピードで激変しておりますことは、我々認識しているつもりですが、打つ手が遅れたり適切でないことから問題を惹起することがあります。そして、我々の食品業界には、なかなか温かい風が吹いてきません。最近は逆に冷たい風に会う状況であります。

先日、日経新聞に上位 500 社の経常収支の報告がありましたが、3%増収、6%増益となっております。皆様方におかれましても、それぞれ積極的な店舗展開、設備投資をおこなっていますが片一方では、血の出るリストラを実施しておられます。ランキング上位 10 社で 1 万人以上の人員削減をしておられます。

一方、量販店側の低価格指向ということも若干歯止めがかかった感じもありますが、最近の円安、穀物の事情も問題化して来ております。そして、PB 商品の見直しがされてきております。

我々は、この時代にNBメーカーとしてまさに良品の商品を開発して、効率の良い生産をしていくということが求められてきていると思っております。

また、本日頂戴した資料をみますと、これからの取引慣行は、メーカー、卸、小売業が共通の認識のもとに統一の問題を把握して、その解決に当たることが望まれていると謳われ、それらのリードは卸売業が行なうと読み取れますが、まさにメーカー、小売業、中間流通の卸の皆様と、どのように効率のよい生産の仕組みをつくりあげてゆくのかということが、もう一方で求められていると痛感しております。

どうぞ、日食協の皆様が、業界内の適切なイニシャチーブをお取りいただき、我々が持っているデータ・情報の開示あるいは、新たな仕組みにつきご指導いただきたいと思いますと思っております。簡単でございますが以上をもってご挨拶とさせていただきます。

このあとまず、平成 7 年度の総括的報告を、井岸専務理事が、食品取引改善委員会ワーキンググループ大竹一太郎座長（株明治屋 流通営業本部次長）と共に行ない、平成 8 年度事業計画を情報システム化委員会松本健一委員長（株廣屋 代表取締役会長）と共に行なった。

その中で平成 8 年度の最適流通システム開発普及事業にメーカー側より委員及びワーキ

ンググループへ参画のお願いを行なった。

井岸専務理事：本年度の事業内容の概要は「メーカーの新取引制度に対する相互の期待と要望」。これはメーカー様と卸売業の間で新取引制度になにを期待し、なにを要望しているのかといったことを明らかにすることです。それらについて、メーカー様から忌憚のないご意見を頂戴して、調査研究して報告書をまとめる作業を進めていきたいと考えております。

この委員会の委員長には宮下正房先生を予定し、卸側の構成メンバーは現在お手元の資料の通り内定しております。つきましては、本日、ご出席なされているメーカー様から委員として、なお、実務ご担当者をワーキンググループとしてご参画お願い申し上げます。そして問題点について十分にご意見を頂戴していただき新しい仕組み制度を構築して行きたいと考えております。

廣田 正副会長：最適流通システム開発普及事業のメーカー様の委員ご参画のお願いにつきましては、私と井岸専務理事に、一任願い、まず、候補者をあげさせていただき、別個にお願いに参上するようにしてはいかがでしょうか。（メーカー全員のご了承を得る。）
続く意見交換の場では次の如き発言があった。

◇卸側発言 ☆メーカー側発言

- ◇ 賛助会員世話人会の開催は年3回開催されていますが、この会合に出席することが楽しみだといった場にしたいと思います。
- ☆ 卸の方、メーカーの方共に重責にある方々が出席しておられるのですから、本音の意見交換が大事だと思います。これまでは、活動報告の時間が多く取られていたが、考えて欲しい。意見交換の時間が少なかった。出席者の途中で切れることがあったし、テーブルのセットももっと直接間近にお話出来るようにしてはどうか。
- ☆ 日食協の活動を小売業側は、あまり理解をしていない感じである。最大の取引先である小売業との接点をどのようにするのかということが大切なことだ。そのために、行政の協力を得るという方法もあると思う。
- 小売業は、毎月6社会の会合を持ち日食協の動向を読もうとしている感じがある。日食協の取組む問題の中でも物事により計画的に行動する必要もあるのではないかと。
- ☆ 以前、割戻金即引化問題のときなどは、ワーキングレベルの討議の場面があり、相当有効な結果を得た。現在年3回開催は欲しいが、どこかでワーキングレベルの出席はどうか。

- ◇ 報告事項等の事務的な部分は今後、整理したい。そして小売業との対話は、チェーンストア協会とか団体との話し合いが必要だと思う。
- ◇ 取引制度問題のガイドラインの作成を考えていますが、小売業との接点を求めたいと思う。いろいろあるが、その中でセンターフィー問題を取り上げてこれが手がかりとなるとよいが。

閉会に臨み廣田副会長が次の如くご挨拶。14：30 予定通り閉会した。

本日は、ご多用のところ貴重なご意見をいただきまして有難うございました。今後の運営に反映させていただきます。なお、お気づきの事がございましたら事務局宛メモで、今度はこのようにしてはどうかと、お寄せ頂ければよりよき運営に努めて参りたいと考えます。

なお、松本情報システム化委員長の報告がありました商品コードセンターの問題は、大変画期的なことです。これが設置出来れば業界全体の大きな利益になることですので、皆様それぞれのご企業の情報専門の責任者の方々に説明のあったことをお伝えいただけますと誠に幸いです。本日は有り難うございました。

C B O 会 の 部 会 改 組 へ

当協会の主要委員会の一つである缶詰ブランドオーナー会(略称C B O会)の幹事会と果実部会、蔬菜部会、パインアップル部会が7月 11 日に開催された。幹事会に続く各部会の席上、各出席者より、この商品カテゴリー別部会のあり方について意見が出され、各部会の有志と幹事会の正副会長店の意見をまとめ、組織を今日的に改め事業活動の充実円滑化が図れるような原案の策定をする事となった。

結果7月 31 日、深澤幹事長(株)サンヨー堂 取締役社長)の下に有志が参集し、原案として次の如くにまとめた。

1. 各部会組織を解散し、新たに「缶詰部会」と「品質対策部会」を設置する。
2. 「缶詰部会」においては今迄の商品カテゴリー別の各部会の機能内容を包含すると共に、広く商材の営業に関連する情報の交換、研究等も従前に増してとり上げて行く事とする。
3. 「品質対策部会」は従来の「品質規格部会」と「品質対策委員会」の業務内容を包含し、広く商材の品質、技術の向上に関する情報の交換、研究を続ける。

なお、この原案は各関係者と調整の上、理事会に図り正式に「組織変更」の手続きをとるが、実際活動は早くもそれに沿った方向で働き出して行く事とする。

物流機能の充実めざして

物流委員会

8月22日(木)13時30分より日食協会議室において、本年度第1回の物流委員会が開催された。

冒頭正副会長の互選がなされ、委員長に標昌彦氏(当時松下鈴木(株)常務取締役、現伊藤忠食品(株)常勤顧問)、副委員長に増井亮氏(国分(株)取締役)を選出し、議事に入った。

討議の結果本年度の重点テーマとして標委員長が次の如く3点にまとめた。

- ① 物流コストの実態調査
- ② ITFコード導入推進・徹底
- ③ 共同物流システムの周辺環境の研究と推進

①に関しては、首都圏以外の他地域の算出の必要性、量販店商材として酒類シェアの増加の確認が併せて論議された。

なお、これに先立ちワーキンググループ座長浅井久生氏より、既に後掲の如き参考資料を添付して、算出の依頼先担当者に記入用紙を送付したとの報告があった。

参考資料

① 時系列に於ける卸売業からの出店物流コスト

1. 首都圏の量販店への店出物流コスト(加工食品のみ) 単位:円・%

期 間	2/4~3/3		3/4~4/3		4/4~5/3		5/4~6/3		6/4~7/3	
店出売上単価	c/s 3,361		c/s 3,354		c/s 3,366		c/s 3,233		c/s 3,024	
配 送 費	105.96	42.7	107.54	44.5	104.32	46.5	114.14	43.9	98.45	41.4
保 管 費	38.27	15.4	42.53	17.6	21.24	17.3	26.22	17.5	36.99	15.5
荷 役 費	60.69	24.4	64.68	26.7	66.34	30.1	57.80	32.0	84.41	35.5
情 報 費	43.50	17.5	27.02	11.2	11.39	6.1	9.96	6.6	18.03	7.6
合 計	248.42	100.0	241.77	100.0	203.29	100.0	203.29	100.0	237.88	100.0
売上単価対比	7.39%		7.21%		7.17%		7.42%		7.82%	

配送センターの背景・業態専用倉庫及び一部汎用倉庫

2. 首都圏のCVSへの店出物流コスト（加工食品のみ）

期 間	2/4~3/3		3/4~4/3		4/4~5/3		5/4~6/3		6/4~7/3	
店出売上単価	c/s 2,356		c/s 2,286		c/s 2,285		c/s 2,172		c/s 2,083	
配 送 費	101.03	52.9	102.06	51.1	104.32	51.3	114.14	54.8	112.83	55.4
保 管 費	22.19	11.4	21.42	10.7	21.24	10.4	26.22	12.6	24.07	11.8
荷 役 費	51.62	26.5	57.03	28.6	66.34	32.6	57.80	27.8	57.27	28.2
情 報 費	19.61	10.1	19.23	9.6	11.39	5.7	9.96	4.8	9.36	4.6
合 計	194.45	100.0	199.74	100.0	203.29	100.0	208.12	100.0	203.53	100.0
売上単価対比	8.25%		8.74%		8.90%		9.58%		9.77%	

配送センターの背景・業態専用倉庫

② 物流コストの概念

(1) 目的

- ① 価格体系に於ける物流経費の確保を目的として定額導入の具現化を促進させるため及びこれに伴い機能分担の明確化を行う。
- ② 時系列のコストを比較することにより量販店及びCVSの物流コストの変化実態を把握する。
- ③ 配送センター機能の生産性指標追求（庫内作業効率・配送効率・倉出し売上比）
- ④ 作業工程コスト管理
- ⑤ C/S当たり単価の把握
- ⑥ 物流トータルコストの計算技術の確立（物流費部分のみの管理会計）

(2) 共通認識

- ① 計算式・計算手順の確認（データフォーマット）
- ② カテゴリー別計算への概念を統一検討
- ③ 計算対象拠点の長期的固定化
- ④ 計算期間と計算月
 確認事項 日食協としては4月から3月までの年間ベースを基準
- ⑤ 結果の分析 部分比較 C/S当たり比較
 ジャンル別構成の変動による影響
- ⑥ 分析結果の報告と活用方法

(3) 確認事項

- ① DPP研究会との連動
- ② スペース又は設備と庫内流通物量の整合性は？ = 充足率
 （例 庫内機能スペース、坪当たり年間流通量・在庫量の妥当性判断）
- ③ 返品物流の取扱・・・加算、除外、減算

情報化に関するアンケート実施

情報システム化委員会

情報システム化委員会

－ 7月12日 －

本年度第3回の情報システム化委員会は、7月12日、15時00分より開催された。主な議事内容は次の通り。

- (財)物流システム開発センターより依頼のEDI FACTアンケートについては、主旨については協力するが、全会員に対するアンケートの発送・回収業務については遠慮したい旨先方に回答する。
- 「商品コードセンター」構想の各関係省庁向けの説明資料をまとめた。
- 国税庁と農林水産省への説明、働きかけは委員長を中心として、事務局も分担し連けいの下に行動する。
- 前回、平成3年12月に実施した情報化に関するアンケートを今年度も実施する。アンケート原案をワーキンググループ座長篠憲一氏（国分株）が説明した。
- 平成8年度情報システム研修会企画原案について討議した。

平成8年度情報化に関するアンケートについて

アンケート調査実施要領

前回、91年12月に実施したアンケート調査項目と比較出来る内容とする

- 実施時期・・・平成8年秋
- 調査対象企業・・・日食協会員卸
類卸組合支部の代表卸
日食協賛助会員メンバー
- 調査結果集計作業・・・外部委託とする

アンケート調査内容

1. 調査依頼企業の概要

- (1) 調査依頼企業の業種
 - ・卸売業（商社含む）／製造業
 - ・売上構成比が50%を超えている業種を選択
- (2) 資本金
- (3) 年間売上高

1000億超／500億超／100億超／100億未満

(4) 従業員数

正社員のみとする

2. 情報システム化の状況

(1) 導入コンピュータのメーカー名（アウトソーシング先コンピュータ含む）

汎用機／オフィスコンピュータ／UNIXコンピュータの範囲とする

(2) コンピュータ部門の要員数（外部要員含む）

データエントリー要員は含まない

(3) 外部要員の構成比

定常的利用している要員数

(4) コンピュータ部門の総費用の売上高比

コンピュータ部門の総費用とは、要員人件費・ハードウェアコスト・ソフトウェアコスト・センター賃借料・回線費用等

(5) ソフト開発費に占める外注費の割合

直近2、3年の範囲での割合とする

(6) パソコン使用状況

- ・パソコン導入台数
- ・パソコン使用方法

(7) オンライン回線使用状況

- ・保有オンラインの手順種類（JCA、全銀、JCA-H等）
- ・保有オンライン回線の本数
- ・保有オンライン回線のスピード（2400bps、9600bps、19.2K等）
- ・ISDNの有無

3. 酒類食品卸・メーカー間企業間標準システムについて

(1) 企業間標準システムの利用状況（システム別、基準書版数）

- ・受発注 利用の有無、基準書版数
- ・出荷案内
- ・販売実績
- ・商品案内
- ・在庫報告

(2) データ交換実施企業（システム別、手法別）

- ・受発注 オンライン／媒体、実施企業数
 - ・出荷案内
 - ・販売実績
 - ・商品案内
 - ・在庫報告
- (3) 企業間標準システムを利用してのメリット（システム別）
- ・データ精度の向上
 - ・処理のスピードアップ
 - ・作業の平準化
 - ・作業の簡素化
 - ・業務の省力化 等
- (4) 企業間標準システムの利用を考えない理由（システム別）
- ・社内方針
 - ・費用がかかる
 - ・開発体制が無い
 - ・ハード、ソフトの能力が限界
 - ・必要性を感じない
 - ・使いにくい 等
- (5) 今後、どのような業界共通のデータ交換システムが必要であるか
- ・メーカー → 卸
 - ・卸 → メーカー
- (6) 基準書フォーマット内の備考欄の使用方法
- ・受発注
 - ・出荷案内
 - ・販売実績
 - ・商品案内
 - ・在庫報告

4. 標準コードについて

- (1) 酒類食品業界統一取引先コードの利用状況
利用の有無
- (2) 酒類食品業界統一取引先コードの利用方法
- ・社内コード

- ・データ交換の窓口として
 - ・その他
- (3) 酒類食品業界統一取引先コードの利用上の問題点
- (4) J A Nコードの利用方法（バーコード利用含む）
- ・受発注時の商品識別
 - ・納品伝票への表示
 - ・小売業のP O S導入支援
 - ・入荷時の検収作業
 - ・出荷時の検収作業
 - ・社内コードとして
 - ・その他
- (5) J A Nコードの利用上の問題点
- (6) 物流シンボルコードの認知度
- 知っている／知らない
- (7) 物流シンボルコードの利用方法（バーコード利用含む）
- ・受発注時の商品識別
 - ・キャッシュ&キャリー
 - ・入荷時の検収作業
 - ・出荷時の検収作業
 - ・その他
- (8) 物流シンボルコードの利用上の問題点
- (9) 物流シンボルコード内の識別コードの考え方（メーカーのみ）
- どのような意味付けをしているか
- (10) 物流シンボルコードのソースマーキング率（メーカーのみ）
- ・現在、製造販売している商品の範囲
 - ・ソースマーキング出来ない理由
- (11) 貴社使用のコード体系について
- （取引先コード）
- ・桁数
 - ・何れかの桁に意味付けをしているか
 - ・その意味付けは
- （商品コード）
- ・桁数
 - ・何れかの桁に意味付けをしているか
 - ・その意味付けは

5. メーカー出荷案内書の取り扱いについて

(1) 出荷案内書の廃止状況

廃止した企業数

(2) 出荷案内書の廃止上の問題点

－ 9月18日－

本年度第4回の情報システム化委員会は9月18日(水)15時00分より日食協会議室にて開催された。主な議事内容は次の如くであった。

- ・(株)菱食より提案の「ECRデータ交換用」のEDIフォーマットについては、「企業間標準システム(第3版)のオプションとしてネットワーク検討会で検討する。
- ・(財)流通システム開発センターが推進している一連の標準化研究や実践活動については従来、会員企業個々の参画に等しい状態にあったが、今後は日食協として参画すべきテーマについては、然るべく対応することとする。
- ・懸案だった改訂追加の第4版作成の必要性が再確認されたものの、会員間においては作成担当者を見出すことが困難であるので外注することが予測される。
- ・その際にエスピー食品(株)より問題提起されている「現品景品付取引」についての表示について触れていく事とする。
- ・「商品コードセンター」具現化については、ネットワーク検討会参加企業より更にメンバーを卸8社メーカー6社に絞り、日食協事務局を加えた15社の委員会を発足させる。
- ・「商品コードセンター設立運営準備委員会」という位置づけで
- ・センター業務の再確認
- ・収支状況と初期投資額の確認
- ・運営VAN会社の選定
- ・JICFSとの関係調整
- ・関係省庁・業界団体との連絡報告
- ・発足後の運営体制
- ・酒類業界と日食協の関連の仕方 などの諸課題を検討することとした。

第97回ネットワーク検討委員会

業界インフラ整備

8月27日（火）14時00分より日食協会議室にて、第97回ネットワーク検討会が開催された。

会議の中では、日食協情報システム化委員会の報告に続いて、関東・関西のF研の報告があった。

その後に於けるSJK（旧SDP）運営委員会の報告の中で、現行のサービスを付加価値型とするならば、何も手を加えないスルー型の機能の用意を考えているとの説明があった。この場合の価格面等の詳細は9月の会合に予定されている。

当面、最大の課題は前回1991年に第3版の発行をして以来の、バイブル「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」の改訂作業への着手である。担当者が全員が日頃繁忙を極めている中で、新しい見解や基準を求められているので、対応せざるを得ないのだが、当面手をつけかねているのが現状である。

関東支部活動

百貨店共同配送委員会

－8月20日－

8月20日（火）15時00分より日食協会議室にて8月の委員会が開催された。

例会の如く、(株)南王の佐藤課長より7月度の実績報告があり、久方ぶりの数量増加に依る好調についての分析がなされた。因みに7月の函単価275円であった。

続いて同社のこの「共同配送」の拡調構想ステップについての説明がなされ、次回以降更に具体化するべく討議を重ねる事にした。

なお、委員会により「首都圏における百貨店への共同配送事業の現状と課題」として次の如くレポートをまとめ、いずれ推敲の上関係者に発表することにした。

まだ原案の段階であるが、会員各位への参考までに掲載することとした。

参考レポート

1. はじめに

我が国の物流は、生産活動・販売活動の多様化・高度化に伴い、質量ともに大きく

変化しています。特にコンピュータ関連技術のめざましい発展は、POSシステムの普及導入を促進し、必要なものを必要なだけ必要な時に供給するJIT物流を生みだしました。また、情報のネットワーク化の発展ともあいまって、企業間取引にかかわる情報が電子データ化され、ペーパーレスによる業務合理化の模索もはじめられ、また、必要とする情報がグローバルに且つスピーディーに得られる時代を迎えつつあります。

そして時代は、売上重視主義から利益重視の経営に方向転換し、バブル経済崩壊後の低成長の中で、厳しい競争状況下で生き残るために、従来のやり方を見直し、トータルな視点で生産・販売・物流のムダを省き合理的な方法を模索する働きが活発になっています。

こうした状況の中で、長い間変化を見せなかった百貨店の物流は、ここにきて徐々に変化しはじめています。

電話やファックスによる発注業務をオンラインに変えて合理化を図ったり、今迄、各卸店から各店舗に配送していたものを、納品代行業者を活用して商品を一括して店舗に配送する仕組みに変えたり、最近では、SCMラベル（ SHIPPING カートン マーキングの略）の活用によるQR（クイック レスポンス）の動きも一部で始まりました。

首都圏における百貨店の食料品物流の問題は、都心店が多く交通混雑な立地にありながら、検品所（商品搬入口）が狭く、検品に時間がかかるという点にありました。駐車スペースの無い店舗では路上駐車による作業となり、駐車違反等、深刻な問題をかかえています。加えて、百貨店毎に検品方法が異なったり、店内キャリア（売場への持ち込み）が必要な所もある等、個々得意先毎に対応してきたのが現状です。

首都圏における百貨店の供給物流の問題は、百貨店だけの努力でも、また、納品卸業者だけの努力でも解決のつかない問題ばかりです。

その中で今から16年前の昭和55年4月、当協会の中で首都圏における百貨店共同配送事業の研究がもちあがり、その後、農林水産省の指導のもとで、昭和59年2月1日から50日間の共同配送実験を行い、正式に昭和59年7月20日、日本加工食品卸協会関東支部の下に「百貨店共同配送委員会」が設立されました。

当委員会のメンバーは、当時、首都圏で酒類・食品卸に携わる9社（国分(株)、(株)明治屋、松下鈴木(株)、(株)小網、三友食品(株)、(株)サンヨー堂、日本酒類販売(株)、(株)廣屋、(株)岡永）、及び納品指定業者として南王運送(株)に協力願ひ、(株)菱食を座長として毎月1回定期的に委員会を開催し、途中何回か迂余曲折はあったものの16年間、首都圏における百貨店の共同配送事業を継続して参りました。

首都圏の百貨店共同配送事業の目的は、平成4年6月18日付 通商産業省通達「百貨店業の物流合理化ガイドライン」の内容とも合致したものであります。

すなわち、下記の6項目にまとめられます。

1. 輸送効率の向上（納品量の平準化、検品の簡素化 等）
2. 入庫車両数の削減
3. 納品代行制度（共同配送）の積極的創設、及び、活用を図る
4. 使用物流機器の規格の統一の推進
5. 情報化の推進
6. 外部不経済（NO_x排出ガスの抑制、荷捌き場の充実等）への対応

時代の流れは、共同配送事業をフォローする方向に向いていますが、しかし現実的には、参加企業、及び、納品代行業者の双方にとって望ましい条件で運用することはなかなか至難であり、共同配送事業として継続しづらい状況も反面にあります。しかし、今後は、共同配送として個々の当面の利益を追求する次元を越えた、全体利益を原則とした相互の信頼に基づく取り組みを行わない限り、上記目的の達成は困難である事は違いありません。

そこであえて今、ここに首都圏の百貨店共同配送の現状と課題としてまとめることで、現状のご理解を賜りますとともに、首都圏の百貨店共同配送について共にどうあるべきか方向をさぐって参りたく、問題と課題をまとめさせていただきましたので、宜しくご理解とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

2. 共同システム発足の経緯

1980年4月	日本加工食品卸協会（日食協）の関東支部、物流対策委員会で都内百貨店への共同配送の研究がスタートする。
1983年6月	農林水産省「食品物流効率化システム開発事業の一貫として食品卸業界主催の共同配送実験事業が予算化される。
1984年2月	共配の実験事業が50日間にわたり実施される。 (実験期間中の配送コストはケース当り@200円（50%国が補助）)
1984年7月	正式に共同配送委員会が設立される。

3. 共配システム運用の概要

- (1) 百貨店側 発注：各仕入先に電話、FAX、又は、EOSで午後2時迄に発注。
- (2) 卸店側 物流：受注後、ピッキング作業。検品後、送り状を作成し納品代行業

者のセンターへ持ち込む、又は、集荷してもらう。

- (3) 納品代行業者 : 午後4時～8時迄に共配センターで配送方面別に仕分け各店に翌日配送。
- (4) 百貨店側 荷受け: 前日発注、翌日納品の毎日配送。(日曜、正月を除く) 検品業務を実施、検収印(受領書)を受け終了。
- (5) 納品代行業者 : 月末締め、各卸店の扱い実績と料金表により共配費用を請求。

4. 首都圏百貨店の共同配送実績

- (1) 配送先数: 首都圏で61ヶ所に納品
- (2) 配 送 量: 年間30万ケース(平成7年度)

5. 共同配送事業のこれまでの主な活動

(1) 受注締め時間の改善

各百貨店からの発注時間の遅れが、卸店の物流作業終了時間を遅らせ、集荷の待ち時間のムダ、及び、運転手の長時間労働の問題に影響し、また運転手確保の問題等物流コスト増に影響しているので、平成2年9月より、食品、及び、酒類の受注時間改善要望書としてまとめ各百貨店にご協力を願った。

(2) 共配センター納品への切り替えによる改善

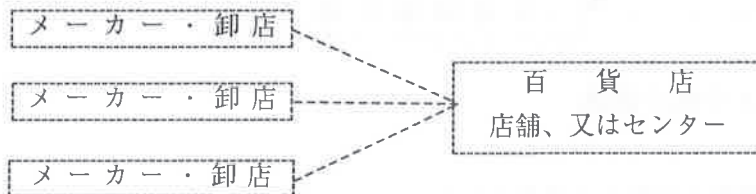
集荷作業時の待ち時間のムダを省くため、平成2年10月より納品代行業者による集荷作業をやめて、卸店から共配センターへ持ち込むセンター納品方式とした。

(3) 配送先の絞り込み

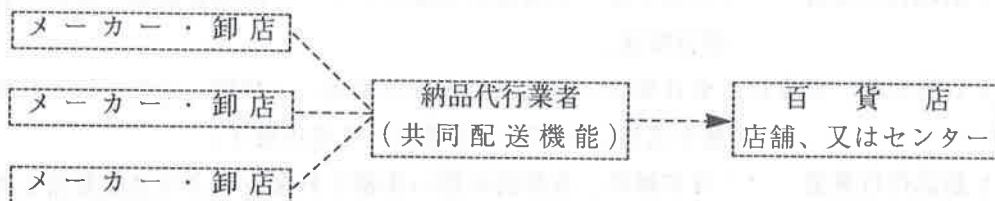
配送先が専門店配送にまで拡大したため、零細店や一部郊外店の中には、経済的な配送ロットに満たない所が発生したのでこれをカットした。

6. 百貨店供給物流の選択

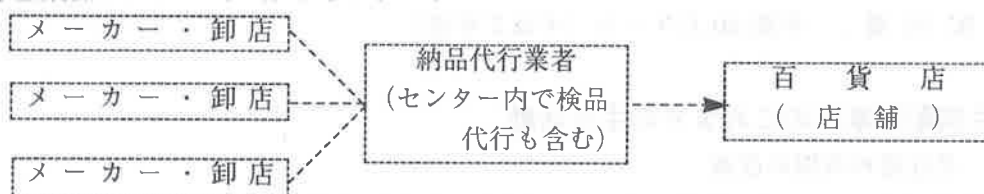
① 一般的な納入方法



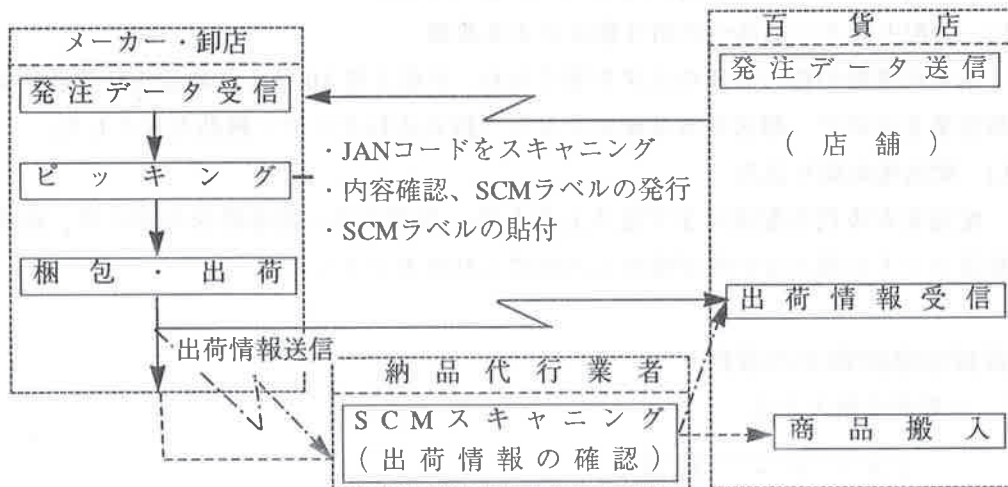
② 共同配送（配送代行のみ）



③ 共同物流（配送代行+検品代行）



④ SCMラベル活用の方法



7. 現状の問題と今後の課題

現状の問題

- (1) 現状の百貨店共同配送は原則としてメンバー限定オープン利用（強制利用ではない）の為、共配コストが高ければ少しでも有利な方法へスイッチするため取扱い物流量は減少しがちであり、それがまた共配運営コストをアップする悪循環を生じ、これ

までのメンバー限定・オープン利用によるコスト低減の限界がきていること。

- (2) 各百貨店が物流システムを個々独自で展開すれば、各得意先毎の多種多様な納品システムに対応せざるをえなくなり、物流量も分散することになり物流コストアップが予想されること。

今後の課題

(1) オンライン受発注システムの推進

必要な商品を、必要なだけ、必要な時間に、一括して商品が店着するシステムの前提は、店舗と卸店間のオンラインによる受発注システムを導入することが不可欠となります。首都圏の百貨店の統一した受発注システムの開発・導入は、ハード・ソフトシステム開発コストを低減化すると共に、業界標準オペレーションシステムを構築するきっかけになります。

(2) SCM (Shipping Carton Marking) システムの開発

流通の各段階に発生する重複する作業は、極力省略してムダな費用を削減していかねばなりません。そのためには、正確で迅速で信頼ある出荷システムが不可欠です。

SCMラベルと物流EDIとの連動によるペーパーレス化、作業工程の削減、検品の簡略化などをもって併せて個別システムでなく業界統一のQRシステムを開発することにより、業務の合理化を大きく進展させます。

(3) コンピュータによる最適配送計画と配送管理システムの開発・導入

首都圏の各百貨店からの受注情報をもとに、つねにタイムリーで積載効率のよい配送計画を、コンピュータを活用して最適管理することが可能です。

配送コストを低減すると共に、各配送車に搭載された無線システムによる荷物の引取、横持配送など、得意先へのタイムリーなサービスも提供することが可能です。

(4) 異業種との共同配送

食品・酒類の共同配送をベースに、異業種も共配に加えることにより、配送の一層の効率化と、店舗のローコストオペレーションに寄与します。

(5) 専門機能の特化

物流は共同化する一方で、マーチャングダイジングを主体とした商流では、競争しながら、機能分担と責任を明確化し、相互信頼のもとで関連する各企業が成長と発展をしていくことが可能になります。

(6) 百貨店、卸店、納品代行業者の三者間による共同配送システム研究の推進

各百貨店の供給物流にかかわる共通の問題を、百貨店、卸店、納品代行業者の三者間で共通のテーブル上で話し合うことがまず必要であり、お互いの立場を尊重して、機能的なローコスト物流システム構築が必要と考えます。

－ 9 月 24 日 －

9 月の例会は、9 月 24 日（火）15 時 00 分より日食協会議室にて開催された。

当日は 8 月の実績報告が(株)南王よりなされた後で、前掲の広報文書の活用について話合ったが、百貨店の物流担当者を訪問しお願いをする段を想定すると、当方としての具体案なり、参加企業を十分に固めておく必要があるとの発言があった。

そのために訪問先と説明担当企業を個別に具体化する事となった。

そして具体案の一案として、(株)南王より提出された「共同検品代行システム」について引続いて討議を重ねた。

いずれにしても、当委員会で原案の研究検討を重ねるものの、取引先へのアプローチになると、利害や損益責任、業務遂行責任が発生するので、団体活動から参加企業のみ活動に転化する事を確認し、散会した。

流通業務委員会

・ 7 月定例

－ 7 月 23 日 －

7 月 23 日（火）15 時 00 分より日食協会議室で開催。討議事項は次の如くであった。

- ・ 各県ブロックとの交流についての各県の意見打診について
- ・ 人材育成確保推進事業として研修会開催

予定は 10 月 23 日（水）東京証券会館ホール、テーマは「花王のロジスティクス戦略」
谷津昇一氏（現物流政策研究所長、元花王物流部長）と「卸売業のロジスティクス」
井岸専務理事に内定

- ・ 物流コスト実態調査実施について
- ・ 返品実態調査実施について

9 月例会

－ 9 月 9 日 －

9 月 9 日（月）15 時 00 分より日食協会議室で開催。

- ・ 秋の商品研修会申込殺到。尚、次回より参加費（バス代他に充当）を従来の 4,000 円より 5,000 円とする。
- ・ 人材育成確保推進事業の「実務研修会」の実施内容確認。
- ・ 各県ブロック代表からの交流についての意見を検討。具体化をつめる事とした。

流通業務委員会名簿

社 名	氏 名	役 職 名
国 分 (株)	立 道 勝 治	首都圏第2支社システム推進専任課長
(株) 廣 屋	酒 本 和 夫	物流事業本部 副部長
(株) 小 網	斎 藤 和 男	物流本部 業務部 課長
(株) 梅 澤	西 浜 元 家	関東支社 取締役 営業部長
(株) サ ン ヨ ー 堂	山 口 幹 雄	管理本部 渉外担当 次長
三 友 食 品 (株)	田 中 実	物流統括本部 物流統括部 次長
(株)雪印アクセス関東支社	高 橋 清 四 郎	食品営業部 部長
西 野 商 事 (株)	埴 博	物流本部付 部長
日 本 酒 類 販 売 (株)	小 林 信 行	システム本部物流システム部 課長
(株)明 治 屋 東 京 支 店	手 塚 正 晴	物流部 課長
伊 藤 忠 食 品 (株)	入 野 源 次	商品部 部長
(株) 升 喜	大 槻 裕	営業本部物流部 部長
(株) ヤ グ チ	長 沢 昭 芳	商品本部 物流グループ 係長
(株) 菱 食	中 島 洋 一 郎	ロジスティックス統括部 部長

北陸ブロック活動

研修会および工場見学会開催

8月23日(金)北陸ブロック主催の研修会が13時30分よりホリデイ・イン金沢にて開催された。

テーマは「日食協物流実態調査報告について」、講師は井岸専務理事。

本部の近況報告のあとで本題に入り、本年3月に作成した食料品流通構造改善促進事業として事務局が行った「物流施設についての研究と実態調査」の中間報告を解説した。

終了後、賛助会員キリンビールの北陸工場を見学させて頂き、残暑の厳しい半日であったが、参加者18名、充実の時を過ぎた。

事務局短信

=O-157に振回されて=

今夏は、思いがけずも病原性大腸菌O-157が猛威を振うところとなった。亡くなられた方には心よりお悔やみを申上げる次第である。

事務局も特に7月下旬から8月上旬にかけては、農林水産省から連日、甚しきは1日に数度も電話・FAXが入り、また会員企業の方からの問い合わせもあり、猛暑の中で応答に追われた日が続いた。同省傘下団体に生鮮食料品業界があるので、そこに対する連絡を等しく当協会も受けたからに他ならない。

秋風と共に終息しかけた同事件であったが、当時の業務日誌を繰って見た。

・7月24日 日缶協よりコメントあり。

安全なツナのレトルト製品及び缶詰製品 -病原性大腸菌O-25による食中毒類似症報道との関連-

このたび横浜市内の小学校で発生した病原性大腸菌O-25によるといわれる食中毒類似症に関して、横浜市衛生局対策本部から「まぐろ油漬（レトルト）、きゅうり、にんじん、玉ねぎ及び調味料で調理したツナペーストから大腸菌O-25が検出された」という記者発表(7月22日)がありました。残念ながら一部の新聞やテレビでは、あたかもツナのレトルト製品自体に原因があるかのような誤解を与えるような報道があり、販売関係者や消費者からの問い合わせが相次いでおります。記者発表の資料記事について横浜市当局に尋ねたところ、学校給食で調理したツナペーストから検出されたものであり、決してツナのレトルト製品や缶詰製品ではないことを念を押して記者発表したという回答がありました。

ツナのレトルト製品や缶詰製品は、もともと100℃以上の高温殺菌が施されていますので、65～70℃で容易に死滅する大腸菌O-25がレトルト製品や缶詰製品中に生き残ることはあり得ません。したがって、ツナのレトルト製品や缶詰は、本来高温加熱殺菌が施された微生物的に安全な製品であることをここに申し上げます。

一般に病原性大腸菌による食中毒事故は、使用原材料のほか、調理従事者、調理環境や調理器具、調理された食事の保管条件や供食方法、使用水など多くの要因が関係しているとされています。当局は現在懸命に原因究明を続けているようですが、大きな社会問題に発展している病原性大腸菌O-157やO-25による食中毒事故の原因が一日もはやく解決

されることを祈念しております。

・ **7月25日 専務理事会に出席、メインテーマはO-157**

当日（木）16時00分より山のホテル（箱根）会議室にて、缶詰業界の各団体専務理事8名による定例会議が行われた。当日は（社）日本缶詰協会からは蟹江、後藤の新旧会長他幹部も出席。O-157事件における缶詰の安全性についての再確認、及び拡販情報等の交換を行った。会議後、年に一回恒例の懇親会が開催された。

・ **8月2日 「病原性大腸菌O-157」説明会に出席**

当日（金）14時30分より農林水産省主催の説明会が同省7階講堂で開催され、事務局が出席。300名を越す関係者で満員。NHKのテレビカメラの中で、同省と厚生省食品保健課のそれぞれの対応の仕方について自己弁護的報告があった後で、東京大学医学部客員研究員 中村明子氏（厚生省腸管出血性大腸菌に関する研究班委員）の「浦和市における平成2年のO-157事件（幼稚園の井戸水汚染）」の研究をベースにし、貴重なデータを元にした説明があり、専門的な高度難解になりがちな内容を、実にわかり易く素人向けに解説されたので、真剣な質問が時間を大巾にオーバーしていつ迄も続く盛況ぶりだった。

・ **8月8日 日缶協よりコメント、関連する会員に連絡**

**果実シラップ漬缶詰の加熱殺菌の強度は
病原性大腸菌O-157の死滅程度の百～千倍以上**

病原性大腸菌O-157やO-25による食中毒事故は、わが国民の食生活にはかり知れない影響を及ぼしています。すでに日本缶詰協会では、100℃以上の高温殺菌が施される缶詰やレトルト食品には、病原性大腸菌O-157やO-25は生き残れないことを公表して参りましたが、100℃以下の温度で殺菌される果実シラップ漬缶詰に対しても、その安全性に危惧を抱く消費者や販売者が一部におられるようです。

一般に病原性大腸菌は、70℃でわずか1分の加熱でも死滅することがわかっています。これに対し、果実シラップ漬缶詰では80℃以上で少なくとも10分以上の加熱殺菌が施されていますので、病原性大腸菌の殺菌に必要な温度-時条件の100～1000倍（大腸菌の基礎耐熱性パラメータz値＝5～10℃として計算）の熱処理が与えられていることとなります。したがって科学的見地から見ても果実シラップ漬缶詰に病原性大腸菌生き残

る可能性は全くありません。

このように高温殺菌される魚、肉、野菜、調理食品の缶詰はいうまでもなく、80～100℃で殺菌されるシラップ漬缶詰にも病原性大腸菌は生存できないことを申し上げます。また缶詰は二重巻締という方法で密封されていますので、長期間にわたって製品の微生物的安全性は保たれます。

農林水産省より

災害時における食料品確保体制の整備について

7月、農林水産省食品流通局長名にて「災害時の食料品確保体制の整備について」の在庫量調査協力依頼があった。

事務局は回収について協力するだけであるが、万一の災害発生時には、当然、頼りにされる我々のポテンシャルについての調査であるだけに、できる限りの協力の要請を会員各位にお願いした。

内容は我々の物流拠点毎に、災害時に提供可能な缶詰と即席めんの在庫量と、出荷権限のある責任者名と連絡電話番号を報告するものである。

概算要求の予算内容説明会

9月10日（火）10時00分より農林水産省会議室にて、「平成9年度食品流通関連等要求予算の概要について」と題する説明会があり事務局より出席した。

これは次年度の予算要求を、各省より大蔵省主計局に対して毎年8月末に行うが、その内容についての説明会である。

説明によればポイントの一つは安全性への予算化、一つはおくれているものとして情報化へのとり組み、一つはロジスティクスという触れ込みであった。各課別に説明と質疑応答を短時間でこなす、かけ足の説明会だった。

初めての出席だったので率直な印象を云うと、「加工食品」の無視・「生鮮食料品」への偏重、新味を感じられない新政策（?）、枝葉末節の型通りの説明という感じであった。

しかし、監督官庁より理解を得る事がまず事務局の急務と考えて、改めて情報交換の場を重ねて行く事とした。

缶詰団体専務理事会

9月の専務理事会が、移転して間もない(社)日本缶詰協会会議室にて9月11日(水)11時00分より開催された。

各団体より話題が提供され、情報交換された。特に水産缶詰のJASに関する改正事項についての説明が日本水産缶詰輸出水産業組合、舩田専務理事と日本鯖缶詰輸出水産業組合、高坂専務理事よりなされた。

内容は、平成9年3月に輸出缶詰検査法が廃止される。これに伴う製品の格付けとして、JASを活用する事になり、これをきっかけに10年越し懸案であった水産缶詰のJAS規格の改正制定に手を染めたもの。我が国としてはこれを通報後、WTO(世界貿易機構)や各国の異議申立てがなければ、国際的にも対応するものとして、検査廃止の代替をなすものとして行く意向。

なお、今後マイワシ、サンマ、マアジ、サバ、ズワイガニ、スケソウダラの6種の漁獲については総量規制へ移行する等、日本漁業の基本的な変更着手に関する話題が出されお互いに啓蒙された。

事務局に新人 事務所も若干模様替え

9月より事務局に新人女子社員が登場した。これは本部の充実を図りパソコンを導入したがこれの活用を考慮し条件適合者を募集していた所、偶々縁があって山本由加さん(横浜市鶴見区)が応募して来たもの。

一方、同時に3年余勤務されたパートタイマーの清水喜代子さんが9月11日で退職された。明朗快活でできばきと業務をこなして頂いたことに厚く御礼を申し上げたい。

行く人来る人で事務局総勢3名体制は変わらない。しかし8月に大巾に書類を整理し、レイアウトを変更した。図書閲覧コーナーや応接セットもやっと導入できた。

卸売業というサービス業の方々にサービスする部署として、お役に立てる様な体制を徐々に整えつつある。

お気軽に一度お立ち寄りを頂きたい。ベテラン町山氏の笑顔も待っている。

ロケーションナンバーと共通企業コード

9月17日(火)(財)流通システム開発センター主催の「流通コードセンター総合委員会」が虎ノ門パストラルで開催され、事務局が出席した。各業界代表約40名出席。同センターの「流通情報システムの最近の動向について」という報告がなされたが、当業界に密接な話題も多く、これ迄以上に同センターとは連携を取る事の必要性を痛感した。既にEDI関連では当業界にもアンケートが持込まれ、回答した会員もあると思われるが、我々の業界の要望を入れた標準化である事を希望したい。

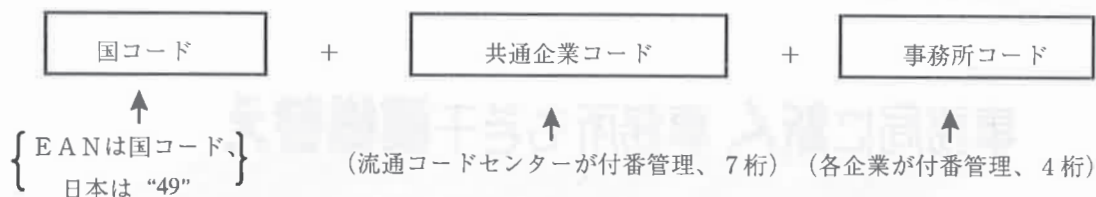
当日配布の資料より、当業界に関連ありと思われる、ロケーションナンバーと共通企業コードについて抜粋掲載する。

ロケーションナンバー／共通企業コードとは

このたび、新たに定められた「ロケーションナンバー」は、取引、物流、決済など、流通企業間の情報システムの中で小売業、卸業、製造業、物流業、その他と企業及びこれらの企業内の特定の事務所、物理的な場所（ロケーション）等を唯一に識別するためのコードです。

ロケーションナンバーは、「国コード」と「共通企業コード」と「事務所コード」の合成で構成されます。

ロケーションナンバーの基本コード体系



際EAN協会は企業間データ交換システム（EDI）や物流のシステムなどに国際的に互換性のあるEANロケーションナンバーの使用を推奨しています。これを受けて、わが国としても、流通情報システムの基盤として、共通企業コードとロケーションナンバーをEANロケーションナンバーと関連付けて定めることといたしました。

「国コード」はEANが各国のコードセンターに割り振った国を示すコードで、日本は“49”（2桁）です。

「共通企業コード」とは、7桁で、流通業界で一つの企業を唯一に特定するコードです。流通コードセンターが管理している「共通取引先コード」（6桁）か「商品（JAN）メーカーコード」（7桁）をベースとして後述の体系で使用します。

「事務所コード」は共通企業コードを有する企業が自社の事務所などに付番する4桁以内の数字コードです。

